

裁 決 書

審査請求人



同代理人



処 分 庁



所長

審査請求人が、平成24年5月24日付けで提起した生活保護法に基づく保護廃止決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が、平成24年5月8日付けで行った保護廃止決定処分を取り消す。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

## 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、処分庁が平成24年5月8日付けで審査請求人（以下「請求人」という。）に対して行った生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護廃止決定処分（以下「本件廃止決定」という。）の取り消しを求めるものと解される。

## 2 審査請求の理由

平成24年4月初日に請求人が■■■■病院に入院中、代理人（請求人の母）（以下「母」という。）は理由を聞かされないまま、処分庁が自家に帰さずにかつてに■■■に入所させてしまい、■■■■でトラブルがあり、■■■を出された。あと4～5日「ホームレスになれ」と処分庁の言うとおりにホームレスになっていた。路端でたおれ病院にはんそう後、母に病院からTEL有り、請求人の身元がわかった。

なお、請求人は障害者手帳1級又身体障害4級又療育手帳B1をもっており、とてもでないがホームレスになることができない子供をホームレスにして生活保護を切ったまま5月21日までほうちしていた。

## 第2 当庁が認定した事実及び判断

### 1 当庁が認定した事実

(1) 平成24年5月8日付けで、処分庁は請求人に対し「5月8日付、D■■■を勧告退所 平成24年5月9日付、生活保護を廃止する（施設生活費・医療）」との理由により同月9日付で保護を廃止する旨の本件廃止決定を行い通知したこと。

(2) 平成24年7月3日付けで、処分庁が審査庁に提出した弁明書（以下

「弁明書」という。)には、次の趣旨の記載があること。

- ア 平成24年4月1日 請求人が精神科処方薬を大量服用し、A病院に入院となった。
- イ 平成24年4月3日 担当ケースワーカーが健康相談担当の係長同行でA病院訪院し、請求人の状況を確認。請求人は家に帰りたいと訴えるも母が拒否している旨伝え、施設入所及び転院の説明を行う。
- ウ 平成24年4月5日 担当ケースワーカーが障がい担当の係長と同行し、A病院訪院。請求人に退院後の生活面での希望を聴取する。請求人は虐待の前歴がない施設か精神病院の開放病棟を希望すると答える。
- エ 平成24年4月9日 退院可能となっても、母は請求人の引取りを拒否した。母の請求人に対する虐待の通報があったため、処分庁は事実確認を行い虐待と判断。本日、緊急一時保護施設に入所となる。
- オ 平成24年4月11日 救護施設E■■■■に予備面接を依頼するも請求人は入所を拒否する。
- カ 平成24年4月16日 保健師、虐待担当、障がい担当、担当ケースワーカー等関係者で請求人世帯の今後の支援のあり方についてカンファレンスを行った。
- キ 平成24年4月18日 前記カの経過をふまえ、生活支援担当でケース診断会議を行う。請求人に対し施設入所を勧めることにした。
- ク 平成24年4月20日 緊急一時保護の期限が切れるため請求人が一時保護施設を退所する。予備面接を依頼し、唯一了解をもらったC■■■■へ請求人が出向く。担当ケースワーカー、査察指導員、虐待担当係

長が同行する。C■は更生施設のためバリアフリーにはなっておらず請求人の生活は困難であったので、同一法人が運営する救護施設であるD■に入所となる。D■での生活が軌道に乗れば請求人が望む居宅生活についても可能性が出ることを説明し協調性を持って施設指導員の指示に従うよう話し、請求人も了解した。

ケ 平成24年4月24日 請求人が施設に入所したことにより、母と同一世帯だった請求人を同月20日付で別世帯として、単身保護を決定する。

コ 平成24年4月26日 施設より請求人の問題行動についての連絡があった。請求人が入所している施設を担当ケースワーカーが訪問。請求人には施設で生活習慣を身につけると共に、施設指導員の言うことを守り、今後の生活に備えるよう指導する。

サ 平成24年5月7日 D■から請求人が同室他人のベッドに水をまき事実確認の際にも反省の色が全くないため明日限りで退所となる旨の連絡があった。■での生活においては指導員の指示に従わずパチンコ等ギャンブルをおこない、本日についてはコンビニで万引きを行うなど退所やむなき行動をとったとのこと。

シ 平成24年5月8日 D■から処分庁に請求人が搬送されてきた。本日からの生活場所として他の救護施設を捜すも満床等のため入所できる施設はなかった。単身保護であったため退所を理由に保護廃止となることを説明する。請求人は救護施設で受領した小遣いをもっており本日については■の友人を訪ねると言い処分庁を去る。

ス 平成24年5月9日 請求人の生活保護を同日付で廃止する。請求人が相談のため来所。新規受付面接担当にて面談。昨日■の友人宅に行くも世話にはなれず、大阪に戻りビジネスホテルで寝泊まりしたとのこと。強制退所により居宅保護のための敷金支給には該当せ

ず、施設についても請求人が入所可能な施設はすべて自ら拒否し、又強制退所となっているため、施設入所は難しい旨説明する。

請求人は近隣の役所に相談に行くと言い、他市の福祉事務所に相談に行くため処分庁を出る。先方で断られたため、午後に再度相談のため来所する。説明内容は午前中と同じであり請求人処分庁を出る。その後、自ら救急車を呼ぶが受け入れ可能な病院なく処分庁に戻る。

偶然来所していた母と請求人が出会ったため、障がい担当係長、査察指導員で面談する。請求人はD■■■■での行動についてすべて否定するが、母は叱責し退室。請求人も続いて退室する。

セ 平成24年5月10日 請求人が相談のため来所する。新規受付面接担当にて対応。救護施設に対し可能な限り入所面接の依頼をするも見つからず。請求人から母との同居について相談があったが、請求人自ら母と話をしよう説明する。

ソ 平成24年5月11日 請求人及び団体事務員が来所。生活保護の申請を相談。現状では保護の要件がない旨説明。施設入所の話も出たが、すぐに受け入れできる施設がないことを説明する。団体事務員の方で入院できる精神科の病院を当たってみるとのことです。

タ 平成24年5月14日 ■■■■■より連絡。請求人は同月12日 ■■■■■で救急搬送されE病院に入院していた。同月14日退院となるが、帰来先がないとの訴えから、ケアセンターと連絡をとりケアセンターに来るように伝えたとのこと。■■■■■の職員が待っていると、車で請求人、母ともう1人の3人でやってきた。施設の説明などを行ったが、請求人が入所を拒否。その後3人は車で帰っていったとの報告を後日受けた。

チ 平成24年5月16日 請求人及びNPO職員同行で来所。NPO職員が母宅に寄ってみるとのことです。

ツ 平成24年5月21日 母宅の世帯員追加として請求人の保護申請書を受理する。

テ 前記アからツに記載したとおり、平成24年4月20日に入所した施設において、施設の指導員の指示等に従わず強制退所になっている。同年5月8日には、処分庁に來所し、施設での単身保護であり強制退所になったため、生活保護が廃止になることを説明する。請求人は、■■■■の友人を訪ねるとのことで処分庁から退所している。母が取りを拒否しており、請求人の帰來先がない。よって、生活保護を同月9日付け（同月8日限り）で廃止したものである。

ト ケース診断会議の開催、担当者カンファレンスにより精査して対処してきたものであり、前記トのとおり母や請求人への説明は折に触れて行っている。

ナ 母から請求人に対する虐待に端を発しており一時保護や救護施設入所の扱いについては請求人も納得しており適切であった。入所においては関係機関と連絡を取り、数少ない選択肢から選択されたものである。以上のとおり本件廃止決定には、違法や不当な点はなく本件審査請求は理由なしとして棄却されるべきである。

(3) 弁明書とともに提出された資料によると、以下の趣旨の内容が認められること。

ア 新規申請調査ケース記録票(4)には、資産・負債の状況として、「資産・負債共になし。」との記載があること。また、新規申請調査ケース記録票(5)には、就労収入の状況として、「障害、疾病のため就労不可。就労収入なし。」との記載があること。

イ 平成24年5月7日付けのケース記録票には、請求人に対して、

「D■を出た段階で保護廃止となる。請求人はホームレスということになる。今後のことを相談したいなら、ホームレスとして面接担当が話を聞かせてもらいますと説明した。」との記載があること。

ウ 平成24年5月8日付けのケース記録票には、「請求人来所。D■職員に送ってきてもらったものである。D■本日退所。D■職員の話によると、障害者加算5月日割り分を今日渡したと。」との記載があること。

エ 平成24年5月9日付けの受付面接記録票には、「5月8日に手渡された障害者加算5,000円程度をほとんど使い切り、所持金200円弱となったため、今後の生活に困窮したため来庁。」との記載があること。

(4) 平成24年7月20日付けで、審査庁は請求人に対して、前記(2)の内容を記載した弁明書の副本を送付し、これに対する反論書の提出を求めたが、現在に至るまで、請求人から反論書の提出はないこと。

## 2 判断

(1) 法第4条は、生活保護制度における基本原理の一つである「保護の補足性」について規定しているが、その第1項において、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定め、また、法第5条は、「この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。

(2) 法第8条は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した

要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と定めている。

(3) 法第19条第1項は、「都道府県知事、市長及び社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）を管理する町村長は、次に掲げる者に対して、この法律の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならない。」とし、同条第1項第2号において「居住地がないか、又は明らかでない要保護者であつて、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有するもの」と定めている。

(4) 法第26条は、「保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなつたときは、すみやかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。」と定めている。「保護を必要としなくなつたとき」とは、被保護者が法第4条に規定する要件を満たさなくなり、保護を継続実施すべき状態でなくなった場合であると解されている。

(5) 法第30条第1項は、「生活扶助は、被保護者の居宅において行うものとする。ただし、これによることができないとき、これによつては保護の目的を達しがたいとき、又は被保護者が希望したときは、被保護者を救護施設、更生施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、又は私人の家庭に養護を委託して行うことができる。」と定めている。

(6) 行政手続法第14条第1項は、「行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。（以下略）」と規定し、同条第3項は、「不利益処分を書面でするときは、前2項の理由は、書面により示さなければならない。」と定めている。



同条第1項本文が、不利益処分をする場合に同時にその理由を名宛人に示さなければならないとしているのは、名宛人に直接に義務を課しまたはその権利を制限するという不利益処分の性質に鑑み、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨に出たものと解されている。そして、同項本文に基づいてどの程度の理由を提示すべきかは、上記のような同項本文の趣旨に照らし、当該処分の根拠法令の規定内容、当該処分に係る処分基準の存否及び内容並びに公表の有無、当該処分の性質及び内容、当該処分の原因となる事実関係の内容等を総合考慮してこれを決定すべきものと解されている。

(7) 本件についてみると、前記第2の1の(2)及び(3)の認定事実のとおり、処分庁は、請求人が前記(5)により入所していた救護施設を退所したこと、          の友人を訪ねると発言して自ら処分庁を退出したこと、母が請求人の引取りを拒否しており他に帰来先もないことから、前記(1)から(4)に照らし、保護を実施できないとして、本件廃止決定を行ったことが認められる。

(8) 処分庁は、請求人が救護施設を強制退所になっており、母も請求人の引取りを拒否しているため帰来先がなく、また、請求人自ら          の友人を訪ねるとして処分庁から退所したこと、さらに、請求人が他に利用できる施設はなかったことから保護を廃止したもので、違法又は不当な点はない旨主張する。

しかしながら、前記第2の1の(2)のシ及びス並びに(3)の認定事実のとおり、処分庁は、請求人が、障害、疾病により就労することが困難であり、所持金が少額であって困窮状態であったことから、要保護状態が継続していることを認識していたことが認められる。また、請求人は、救護施設退所後、施設職員により処分庁に搬送された際、処分庁が他の救護施設を探したところ見つかることができず、請求人に対して、処分庁が保護を廃止する旨を説明した後に、請求人は具体的な行先も告げずに処分庁を退出したことが認められる。

以上から、処分庁は、本件廃止決定以降も継続して請求人が要保護状態となることを容易に推認できたというべきであり、また、本件廃止決定を告知した際に請求人は処分庁に所在していたのであるから、その所在が把握できず保護が実施できないとはいえない状況であったにもかかわらず、保護を廃止したものといわざるを得ない。なお、他に請求人を受け入れる施設がないなどの事情があったとしても、そのことをもって、保護の廃止が容認されるものではなく、前記（１）から（４）に照らし、請求人については、施設保護は否定されるとしても現在地保護により保護を継続することも可能であり、処分庁の主張は認められない。

（９） また、前記第２の１の（１）の認定事実のとおり、本件廃止決定の理由は、「５月８日付、D■■■を勧告退所 平成２４年５月９日付、生活保護を廃止する（施設生活費・医療）」と記載されているが、処分庁が主張する廃止の理由についての記載はなく、また、処分の根拠法規及び事実関係についても記載がないため、前記（６）に照らしてみると、理由の提示が不十分であるといわざるを得ない。

（１０） したがって、本件廃止決定処分については、その判断及び手続きに瑕疵があるといわざるを得ず、取り消しを免れない。

以上の理由により、行政不服審査法第４０条第３項の規定を適用して主文のとおり裁決する。

平成２６年１１月２７日

審査庁 大阪府知事 松井 一郎



## 教 示

この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対し再審査請求をすることができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。）。

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、この裁決の前提となる決定をした市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）決定の取消しの訴えを、あるいは大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。）この裁決の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定及び裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。